

I 統計の概要

1 統計の目的

(1) 目的

本統計は、医療保険制度における医療の給付の受給者に係る診療行為の内容、傷病の状況、調剤行為の内容及び薬剤の使用状況等を明らかにし、医療保険行政に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 沿革

本統計は、旧統計法における指定統計第 79 号として昭和 30 年から実施された「社会医療調査」が前身である。昭和 49 年には、診療行為を主体とした「社会医療診療行為別調査」に改称し、昭和 53 年以降、調査事項、対象となる診療区分及び医療保険制度を順次拡大しながら調査を続けてきた。

平成 23 年以降は、調査により収集した診療報酬明細書及び調剤報酬明細書に加えて「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）」に基づく行政記録情報である「匿名医療保険等関連情報データベース（以下「NDB」という。）」に蓄積された情報の提供を受けて集計を行い、レセプト電算化率の進捗に合わせて順次NDBを用いた集計対象を拡大してきた。

平成 27 年から全ての集計対象がNDBに蓄積された診療報酬明細書及び調剤報酬明細書となったことに伴い、統計法における一般統計調査「社会医療診療行為別調査」による診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の収集を行わず、行政記録情報を用いた公的統計である「社会医療診療行為別統計」として作成することとした。

令和 6 年度の診療報酬改定より改定の施行月が従来の 4 月から 6 月となったことに伴い、集計対象月を 6 月審査分から 8 月審査分に変更した。

《これまでの経緯》

昭和30年	「社会医療調査（指定統計第 79 号）」として、政府管掌健康保険を対象に「傷病別調査」及び「診療行為別調査」を実施。
昭和49年	診療行為を主体とした「社会医療診療行為別調査」に改称。
昭和53年	医療費の急増による分析の必要から、傷病も加えた調査とする。
昭和58年	老人保健法の施行に伴い「老人医療」を区分。
昭和61年	調査対象に国民健康保険を加えた。
平成 6 年	診療行為における薬剤の使用状況を把握。
平成11年	調査対象に組合管掌健康保険を加えた。
平成13年	院外処方の進展に伴い、保険薬局を調査の対象に加えた。
平成15年	診断群分類による包括評価制度が導入された。
平成20年	「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行に伴い、「老人医療」に替えて「後期医療」を区分した。（平成 20 年では、「長寿医療」と表章した。）

- 平成23年 調査対象に船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済を加えた。
NDBを用いた集計を開始。医科（病院）及び薬局調剤分はNDBに蓄積された全ての診療報酬明細書及び調剤報酬明細書を対象とした集計、医科（診療所）及び歯科分は調査票（紙レセプト）とNDBを併用した抽出集計を行う。
- 平成25年 医科（診療所）分でNDBに蓄積されたもの全てを対象とした集計を開始。
- 平成26年 歯科（病院）分でNDBに蓄積されたもの全てを対象とした集計を開始。
- 平成27年 歯科（診療所）分でNDBに蓄積されたもの全てを対象とした集計を開始。
全ての集計対象がNDBに蓄積されたものによる全数集計となったことに伴い、統計法における一般統計調査「社会医療診療行為別調査」から行政記録情報をを用いた公的統計「社会医療診療行為別統計」に名称を変更。
- 令和6年 集計対象月を6月審査分から8月審査分に変更。

2 集計対象

全国の保険医療機関及び保険薬局から社会保険診療報酬支払基金支部及び国民健康保険団体連合会に提出され、令和6年8月審査分として審査決定された医療保険制度の診療報酬明細書及び調剤報酬明細書のうち、NDBに蓄積されているもの全てを集計対象とした。

3 集計客体数

（1）診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の集計客体数は、次のとおりである。

① 医科診療

（令和6年8月審査分）

（単位：件）

	総 数	一 般 医 療	後 期 医 療
総 数	92 843 339	65 632 665	27 210 674
入 院	2 305 201	1 062 983	1 242 218
入 院 外	90 538 138	64 569 682	25 968 456

② 歯科診療

（令和6年8月審査分）

（単位：件）

	総 数	一 般 医 療	後 期 医 療
総 数	21 714 608	17 189 401	4 525 207

③ 薬局調剤

（令和6年8月審査分）

（単位：件）

	総 数	一 般 医 療	後 期 医 療
総 数	62 212 451	43 541 782	18 670 669

(2) 診療報酬明細書及び調剤報酬明細書がNDBに蓄積されていた保険医療機関及び保険薬局の数は、次のとおりである。

① 医科診療

(令和6年8月審査分)

(単位：施設)

	総 数
総 数	92 584
医 科 病 院	8 042
精 神 科 病 院	1 056
特 定 機 能 病 院	88
D P C / P D P S 対 象 病 院	1 698
療 養 病 床 を 有 す る 病 院	3 055
一 般 病 院	2 145
医 科 診 療 所	83 953
有 床 診 療 所	5 043
無 床 診 療 所	78 910

注：「総数」には、データ上で「医科病院」「医科診療所」別を取得できなかったものを含む。

② 歯科診療

(令和6年8月審査分)

(単位：施設)

	総 数
総 数	62 304
病院併設歯科・歯科単科病院	1 688
歯 科 診 療 所	60 213

注：「総数」には、データ上で「病院併設歯科・歯科単科病院」「歯科診療所」別を取得できなかったものを含む。

③ 薬局調剤

(令和6年8月審査分)

(単位：施設)

	総 数
保 険 薬 局	60 661

4 集計事項

診療報酬明細書 …… 年齢、傷病、診療実日数、診療行為別点数・回数及び薬剤の使用状況等
調剤報酬明細書 …… 年齢、処方箋受付回数、調剤行為別点数・回数及び薬剤の使用状況等